訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

1． 運営法人の概要

名　　称	株式会社 NIKO
代 表 者 名	木元　友加里
所在地・連絡先	(住所)　埼玉県川越市喜多町 4-4 (電話)　049-227-0005

2． 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	団栗訪問看護リハビリステーション
所在地・連絡先	(住所)　埼玉県川越市喜多町 4-4 (電話)　049-227-0005 (FAX)　049-227-0006
事業所番号	１１６０４９０２８４　号
管理者の氏名	木元　友加里
サービス提供地域	川越市/ふじみ野市/富士見市/入間郡三芳町

（2）事業所の職員体制

介護サービス情報公開システム参照

- https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/
- 事業所の詳細 | 団栗訪問看護リハビリステーション | 埼玉県 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」（mhlw.go.jp）

（3）職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管　理　者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務
看　護　師 准 看 護 師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 夜間対応に関しては、交代制となっています。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 場合により、時間外での訪問も行っています。
事 務 職 員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

（4）営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日から土曜日まで ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までと 8 月 13 日から 8 月 15 日までを除きます。
営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

3．サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、リハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問し、リハビリテーションを行います。

（1）病状・障害・全身状態の観察
（2）清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
（3）褥瘡の予防・処置
（4）認知症患者の看護
（5）療養生活や介護方法の教育助言
（6）カテーテル等の管理
（7）在宅におけるリハビリテーション
（8）在宅療養を継続するための必要な援助相談
（9）ターミナルケア
（10）その他医師の指示による処置

4．事業所の特色等

（1）事業の目的

疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、看護師等が訪問して療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者（介護予防にあたっては要支援者）の生活の質の向上を図ることを目的とする。

（2）運営方針

① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
※訪問看護指示書料 300 点が医療機関からの請求となります。詳しくは訪問看護指示書発行医療機関にお問い合わせください。

② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。

③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

（3）その他

事　　項	内　　容
訪問看護計画書 及び 訪問看護報告書 について	【介護予防の方】 利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成します。 【医療保険の方】 利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成します。 【介護予防・医療共通】 訪問看護報告書は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載し、主治医に定期的に提出します。 理学療法士等がサービスを提供する利用者については、利用者の状況や実施した看護（リハビリテーション）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。 訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。

5．キャンセル料

（1）利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

●連絡先：団栗訪問看護リハビリステーション　０４９-２２７-０００５

（2）利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

無断キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセル料　2,000 円

6．利用料等のお支払方法

利用者負担金は、毎月 15 日までに前月分の請求を致しますので、末日までに御支払いください。御支払方法は、現金集金又は銀行引き落とし、もしくは銀行振り込みとなります。ただし、場合により（長期休みや引き落とし困難等）振り込み依頼を郵送させていただくこともございます。

※銀行引き落としの場合は、翌月 13 日（13 日が休日の場合は翌営業日）振替日になります。

振込先　　埼玉りそな銀行　　川越支店　　普通　４５１６１８１
株式会社 NIKO　　代表取締役　木元　友加里
カ）ニコ　　ダイヒョウトリシマリヤク　キモト　ユカリ

7．その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

（1）看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

（2）看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。

（3）看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

8．サービス内容に関する苦情等相談窓口

（1）当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

団栗訪問看護 リハビリステーション	（担当者）　木元　友加里 （電話）　049-227-0005 （FAX）　049-227-0006

※相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。
不在の場合でも、対応した者が必ず管理者、担当者に引き継ぎます。

【介護】その他、お住まいの市役所及び埼玉県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

市　町　村	窓　　口	電 話 番 号
川　　越　　市	川越市役所介護保険課	049-224-8811
富　士　見　市	富士見市役所高齢福祉課	049-252-7107
ふ じ み 野 市	ふじみ野市役所高齢福祉課	049-261-2611
三　芳　町	三芳町役場健康増進課/介護保険担当	049-258-0019
埼玉県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓		048-824-2568

【医療】その他、お住まいの市役所及び埼玉県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

市　町　村	窓　　口	電 話 番 号
川　　越　　市	川越市役所国民健康保険課・高齢.障害医療課	049-224-8811
富　士　見　市	富士見市役所市民生活部保険年金課健康保険係	049-252-7107
ふ じ み 野 市	ふじみ野市役所保険.年金課・後期高齢者保健係	049-261-2611
三　芳　町	三芳町役場住民課/保険年金担当	049-258-0019
埼玉県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口		048-824-2568